

〈研究ノート〉

# 日本における宗教と税制の関係性

—古代から近代まで—

竹内喜生

1. はじめに
2. 宗教と税制
  - i. 古代から中世
  - ii. 近世
  - iii. 近代
3. まとめにかえて

## 1. はじめに

現代社会に生きる我々にとって、税金と無縁でいることは難しい。それは、国家運営にとって税収は不可欠だからである。

「国」というものは「税」なしには生きていけないのである。しかしながら、国家は自ら税収を生み出すことができない。となると、外から調達しなければならない。つまり、権力によって個人の私有財産に介入し、強制的に課税し徴収せざるを得ない。当たり前といえば当たり前のことだが、これは租税を考えるうえで根本的な問題でもある。実際、ここから近代の様々な歴史がおりなされてきた<sup>1</sup>。

金子宏は、わが国においては、国その他公共団体は国民に各種の公共サービスを提供することをその任務として存在しており、その任務を完遂するための膨大な額の資金調達を目的とし、直接の反対給付<sup>2</sup>をすることなく、強制的に私人の手から国家の手に移される富を呼称して租税という、としている<sup>3</sup>。

日本における租税の歴史は、田名網宏<sup>4</sup>の研究によれば、税は政治社会の発現以来、王・領主・国家などが人民を支配し政治を執行するために必要な物品、金品、労働力などを、人民から強制的に徴収するものであった。税は上述のように租税とも言われるが、この租とは元来は地租、つまり土地に課される税である<sup>5</sup>。これを含めて税一般を租税と呼んでいるのであるが、古代では租と税は区別されていたものの、後にその区別は曖昧化し、租も税も租税と熟語化し、これが租税の意となり、税もまた租税の

税の意味となった。租税の歴史は、『魏志倭人伝』にその記述<sup>6</sup>があり、これは日本に関する租税のことが記された最も古い記事である。おそらくは租税も、日本における統一国家と同程度の歴史を紡いできており、租税制度は歴史的に変貌・変遷を経ている歴史的な所産である<sup>7</sup>といえよう。

現在の日本国は、国の財政収入のほとんどを租税に依存している租税国家である。租税国家においては、憲法政治の中身はどのような租税を人々から徴収し、徴収した租税をどのように使用するかということに帰すため、租税国家における憲法典は、租税の取り方と使い方とに関する規範原則を規定した法典<sup>8</sup>ともいえる。日本における租税国家の成立は明治国家以降であり、そのもとで始まった日本の近代的租税制度は、明治6（1873）年に公布された地租改正条例に始まる<sup>9</sup>。明治期は新たな税制が導入されるとともに、従来から存在していた種々の雑税が整理され、税制の近代化が進行することで日本は租税国家として成立することとなる<sup>10</sup>。

しかし、われわれが租税を負担しなければならない理由は何であろうか。つまり国家がどのような理由で課税権を有しているかということであるが、その根拠を租税根拠論といい、いくつかの説が存在する。租税を市民が国家から受ける利益<sup>11</sup>の対価と見る利益説、国家はその目的を達成するために課税権をもち、国民は納税の義務を負うとする義務説、国家社会の維持の為に必要な経費を国民がそれぞれ応分に負担する会費説、があるが、今日では会費説が有力である<sup>12</sup>。しかし、会費説は日本人の意識の中で定着しているとは思えず、租税負担に対してはネガティブな態度を示す人々は少なくない<sup>13</sup>。その理由を神野直彦<sup>14</sup>は、本来民主主義は民衆が権力をもち支配するものであるにもかかわらず、日本ではそういう意識は希薄であり、自分たちを支配する者が取っていく、あるいは上納するものという意識であるがゆえに、税に抵抗感があるからである、と述べている。

このように、不承不承ながら租税を負担していると思われる人の多い日本において、租税負担が免除されることに対する批判が多いことも、その感情の裏返しといえるであろう。宗教法人に非課税措置が採用されていることに対する批判は、かなり以前から見られるものである<sup>15</sup>。このような状況に対して、大石眞は、

「およそ宗教的な組織や団体に対する租税減免制度は、古い歴史をもち、国教制・公認宗教制・政教分離制といった政教関係のいずれであるかを問わず、等しく認められるものです。このことは、どういう制度であれ、宗教というものが人々の社会生活にとって重要な意味をもち、十分に尊重されるべきことを示しています」<sup>16</sup>

と述べており、事実日本においては、寺院神社、神官僧侶に対して税金を免除する措置が古来から採用されてきている。本論は、宗教と税制との関連性を、統一国家の

萌芽がみられる大和時代以降太平洋戦争期までの歴史に沿って概観し、両者の関係性の変遷を追うことを主眼とするものである。日本における宗教と税制の関係について、古来から近代までを通時的に追った研究は、比較的手薄であるように思われる<sup>17</sup>ため、本論がその一助になれば幸いである。

## 2. 宗教と税制

### i. 古代から中世

大和時代では、天皇・皇族や氏族の領有支配下にある農民は貢納や労役の負担を課せられたものの、その農民支配もそれぞれ恣意的に行われており、画一的にみることはできず、そのため税制とよばれるような整った形式のものもなかった。当時は、財政上天皇の家計と国家財政は未分離であり、国家的活動の財源は、原則として皇室直轄の土地と人民によっていた<sup>18</sup>。

日本の文献に租税が初めて記されるのは、日本書紀<sup>19</sup>においてである。調は農耕以外の産物（水産物、狩猟産物、手工製品）、役は労役奉仕、租は農地に課され、収穫の一部を徴収するものであるが、これが次第に租税の中樞を占めるようになった。

当時の租税は現物納入であった<sup>20</sup>。大和朝廷は5世紀に内部組織を整え、国造を支配することによって日本の支配権力を確立してきたが、6世紀初頭に国造の筑紫君磐井が反乱を起こし、それを鎮定したのを境として地方支配の強化を図り、同時に氏姓制から官司制への移行が進められた。

推古天皇の代において、財政関係の官司を持っていた蘇我馬子は、豪族連合の強化と官司制の整備を通じて実権を握ろうとしていた。馬子との争いを避けるために、聖徳太子は官司制の整備など、朝廷の力を強める政策では馬子と協力し、他方では天皇の権威を強化する方面に注力した。その治績の一つが冠位十二階の制であったが、聖徳太子の死後、大豪族である蘇我氏の専横は代が下るにつれ目にあまるものとなった。蘇我氏の専横をたおすという権力闘争とともに、天皇支配の強化を通じ、人民を私民から公民に解放するという政治課題は大化の改新によって実現された<sup>21</sup>。

この大化の改新を経て、公地公民制のもとで全国の農民は一元的に天皇国家の直接支配下に組み込まれることになったが、すでにこの時代には田租や調・庸といった税制は国家を支える財政的基盤となっていた<sup>22</sup>。

当時の宗教状況は、古墳時代の前期には大和朝廷の支配が確立されていたが、後期になると氏族制度が顕著となり、有力氏族が天皇を奉じて威権を振るうようになっていた。天皇や各氏族はそれぞれ固有の神々を祭りこれを守護神とし、始祖神・氏神としての信仰がささげられるようになった<sup>23</sup>。

仏教は伝来当初、聖徳太子により政府に採用され、以来国教として特別な保護を受

けたため、全国に伝播した<sup>24</sup>。大化の改新直前までは、受容された仏教が次第に信仰されるようになり、寺院の建立も相次ぎ、僧尼が増加し各種の仏会が営まれるようになった。政府機関としての監督官や僧官・寺官が設置された。寺院財産については、聖徳太子が播磨国の水田を法隆寺に寄進したが、これは寺封<sup>25</sup>にあたり、この寺封や、寺院の運営経費にあてる領田などの寺田の起りはこの頃である<sup>26</sup>。

大宝律令・養老律令下での田地に対する税では、寺田・神田<sup>27</sup>に関する規定があり、令制下の田地はその性格によって区別され、田租を納める田地を輸租田、納めなくてもよい田地を不輸租田といった。寺田・神田は不輸租田であるが、これらが不輸租とされたのは、寺社が官寺・官社性格を有していたがゆえである<sup>28</sup>。さらに、墾田永年私財法により、墾田は永久の私有が認められるようになり、それを利用して寺社はさらに田地を広げた。墾田は輸租田であり、田租が課せられたが、田租は低率であった<sup>29</sup>。租率が低いのは、律令国家が貴族や寺社の利益を擁護する目的をもって定めたものではないが、結果的には大土地所有者としての貴族や寺社の利益を擁護することとなった<sup>30</sup>。

律令制のもとでは、各種税目によるさまざまな形態での租税が公民に課せられた。律令租税の主要なものは、租（田租）、庸、調、雑徭の4種の税目であった。上述のように、当時の法制上は輸租・不輸租と田種が設定され、寺田・神田は不輸租田とされていたが、これらに対して寺社が直接経営するならば、その穫稲の大部分が賃租経営であれば地代たる「地子」が、輸租であれば「租」が、すべて当該の寺社に帰属するものであった。

奈良時代前期の三世一身の法による新田開発ができたものは優勢者に限られたが、皇室経費の拡大など国庫支出が増加するにつれ、民衆に対しては租庸調以外の雑税が増え、全負担量は増大傾向にあった。このような状況のもと、民衆は自衛策を案出した。偽籍や逃亡浮浪といったものであった。これに対して奈良朝政府はまったくの無策であったわけではないが、その効果は上がることはなかった。奈良時代の後期になると、政府はさらに無能となり、おこなった施策は国司に浮浪人を捕えさせることや税の一時的免除といったことだったが、財源獲得の必要性は継続したため、利息付きの消費貸借である出挙を次第に租税化していった。これは安定財源を一時的にもたらししたが、長期の施策としては難があった。聖武以降の天皇が厚く仏教に帰依し、仏の力に頼って人間界の苦悩を救おうとしたが、純粹に政治経済的問題である庶民の困窮が宗教的手段だけで解決することはできず、さらに仏教への信仰は造寺造仏の大流行となったため、さらに農民の負担を増すこととなった。一寺院の建立でさえ社会不安を増長する要因にもなった<sup>31</sup>。

平安時代になると、桓武天皇を中心とした律令制の再生が試みられるものの、社会不安が回復することはなく、そうした中で宗教のありようも変容していった。仏教を

中心とした国家の祭祀体制は崩壊し、死に関する儀礼としての仏教のみならず、現世利益を追求するための神祇信仰や陰陽道などもあわせて用いられるようになっていった<sup>32</sup>。

8世紀には律令制から荘園制への移行が進展しており、古代税制は9世紀末にはすでに崩壊状態にあった。古代税制の崩壊の原因については、私的荘園の増大が朝廷財政を崩壊させたこともあるが、朝廷財政の崩壊の原因は朝廷自らがこれをつくったということもできよう。開墾田の私有許可、土地売買の許可、不輸租地であった寺社領への土地寄進などがそれであり、さらに庸調と出挙による負担重課が公領からの農民逃亡をもたらすことになった<sup>33</sup>。

中世の時期については、統一国家としての実態がなく<sup>34</sup>、荘園を中心とした領主制経済が基本であり、国家統一を試みた鎌倉幕府も、その国家的基盤はごく弱いものでしかなかったため<sup>35</sup>、国家財政を統一的に語ることは難しく、統一的税制は存在しないといえる<sup>36</sup>。

この時期の社寺は、公家・武家とならび多くの荘園を領有した。大社寺は、墾田永年私財法のもと、自力をもって田地を開墾・買得し、寺領として経営することが多くなった。これは墾田系荘園といわれる。政府はしばしば禁制を発したが効果はなく、平安中期から増加の一途をたどり、末期には公領が激減し、鎌倉時代に至ると荘園制は不動のものとなった。荘園には前述の墾田系のもので寄進地系のものであり、後者は、荘園の安固を図るために有力権門や社寺に寄進したものであり、これが荘園の大多数を占める。荘園は私領であり、この私領の特権は、不輸と不入がある。前者は、年貢（税稻上納）と課役（公課）が免除されることであり、後者は、検注のために国衙や守護が荘園の部内への立ち入りができないことである<sup>37</sup>。

鎌倉幕府の開設者、源頼朝は、敬神崇仏の念が厚かったので、社寺に対してはその伝統を重んじ、その維持運営に格別の注意を払い、社寺領の安堵<sup>38</sup>を図るとともに、新たにこれらを寄進するところも多かった<sup>39</sup>。社寺領は、土地領有権と租税徴収権を兼ねた、単一の領主の領有下にある所領または荘園である一円知行地が多かった。その後の室町幕府の宗教政策は、前代の方針を踏襲したものであったが、社寺その他の荘園は、半済令により荘園の年貢の半分を幕府又は守護大名に徴収されることとなった<sup>40</sup>。

## ii. 近世

戦国時代を経て江戸時代になると、荘園制度は衰退して知行制度<sup>41</sup>が公法的なものとして確立し、社寺は朱印領などの特典を享受した一方、幕府の強力な宗教統制策により、社寺その他の宗団は幕府法また藩法を遵守し、平穩裡に宗教活動を継続した<sup>42</sup>。

広大な所領を有した諸大寺は、いまだ相当な勢力を有しており、真宗・日蓮等の新興教団も宗教一揆に見られるように近世社会の確立に対しての障害となっていた。これ

らの勢力に対して、織田信長は徹底的な武力弾圧を加え、豊臣秀吉は全国的な検地により寺領の削減をはかり、徳川家康はこれらの仏教教団の独立性を奪い、幕府の支配機構中への改編を目して種々の方策を講じた。寺院法度は何度か発布されたが、この法度を整備し普遍化したのが四代将軍家綱の寛文5（1665）年に発布した諸宗寺院法度である。その法度の根本は、寺院に対する朝廷の勢力を幕府の手におさめようとしたこと<sup>43</sup>にあるが、そのための方策として、寺院勢力の増大を防止し寺院を相互に統制させ<sup>44</sup>、寺格・本末・宗義等の事件についてはそれぞれ各宗の自治に任せた<sup>45</sup>が、政令に違反し社会の秩序をみだすとされた宗教に対しては容赦なく弾圧の手を下し<sup>46</sup>、さらに檀家制度<sup>47</sup>を強行することとなった。教義上は何も幕府に対して指導力をもたなかった仏教教団が、朱印地を寄進され、社会的にも経済的にも殆ど国教的な待遇を与えられたのも、行政に参加するという社会的機能があったためであった<sup>48</sup>。

幕府は、前述の檀家制度を採用し寺請制度を作り、これを民衆に強要することにより、キリシタンの弾圧に利用した。キリシタンがその影をひそめた江戸中期以後もなお寺請制度が強制させられたが、その理由は、寺請制度が農民の移動を監視し身分制度の崩壊を防いだ点と、宗門人別帳が租税台帳の役割を果たした点にあった。幕府が貢納を維持し、確保するために設けた種々の束縛のうちには、農民を土地に固着させ移転の自由を厳重に制限する政策も含まれていたが、このためにはまず完全な戸籍簿をつくり、欠落、逃散、奉公、出稼ぎなど、あらゆる身分上の異動を記録させることが必要であったばかりでなく、煩瑣な手続を設けることで異動を阻止し、監督する必要もあった。寺請制度がこの政策を実行するのに最適な制度であった。また財政の基礎を農村経済に置く幕府が、農民の担税力を綿密に調査することはその存続上欠かすことのできないものであり、この要望に応え、租税の台帳たる役割を果たしたものが宗門人別帳であった<sup>49</sup>。

寺請制度と宗門人別帳が果たした機能は、幕府の行政運用においても欠かすことのできない重要なものであり、寺請を通し行政に参加する寺院の役割もまた重大であった。これがあるが故に寺院は、朱印地他を寄進され、社会的にも経済的にも極度の保護<sup>50</sup>を与えられた。

寺領などへの免税措置の観点からみると、豊臣秀吉の検地の後に、改めて朱印状を下附して没収した寺領を寄進の形で安堵した。豊臣家滅亡後この勢いは増し、諸国の社寺は競って幕府に朱印状の下附を願い、藩内に寺社領があるものの一部は、これにならって藩主に願い黒印地となった。近世寺院の大部分は幕府や諸藩の統制下にあり、それら寺院の有する寺領も私領ではなく、朱印状ないし黒印状下附の手続きにより幕府からあたえられた恩領、あるいは封地となった。この封地化の過程は、檀家制度の強化などと共に、徳川幕府が中世仏教を近世社会機構に組み入れようとした努力の現れである<sup>51</sup>。

江戸時代の寺領にはこの外に、2種<sup>52</sup>の寺領があるが、基本的にそれらは免租地であった<sup>53</sup>。朱印寺領<sup>54</sup>では、寺院は寺領内の土地所有者、小作人、その他一般住民に対しては租税諸役と賦課権と共にある種の行政権と司法権とを享有していた。いわば、江戸時代の寺院は、寺領内の農民に対して租税の徴収権と共にある種の行政権と司法権を有していたことになる。寺社領はすべて除地<sup>55</sup>で検地もなかったため、諸役を課さない免租地であった。幕府法における宗教法制は、寺社その他に上述のような諸特典を与えるとともに、きびしい監督を加えた<sup>56</sup>。

### iii. 近代

明治新政府は、慶応3（1867）年の王政復古の号令とともに発足したが、その中で祭政一致の制度に復すべきことがうたわれていた。祭政一致のもとで天皇親政の行政組織を実現するためには、神社を本来の姿に戻し祭祀を整備し、敬神崇祖の精神をもって国家行政の基本としなければならないと考えられた。したがって奈良時代以降行われてきた神仏習合の風潮は改革されなければならないと、神仏分離令が下された<sup>57</sup>。

この神仏分離は、廃仏毀釈運動となり次第に拡大され、その結果、寺社領の一部は、全国的な上知令に先立って没収されたが、明治2（1869）年6月の版籍奉還後は、一部の黒印地にとどまらず全国にわたり上知の気運が濃厚となっていた。

明治新政府が従来の封土を削減し没収しようとして、万石以下の私領に対して村高帳（郷帳）の提出を命じた時も、また各藩に対して受封の判物を上進させた時も、社寺領はこれと同じ取扱がなされ、さらに領主であった社寺が所領に対して有していた進止権も布告によって没収された。こうして村々の役人の進退や宗門人別帳の作成権など、社寺がこれまで有してきた重要な行政的権限はすべて府藩において取扱われることとなり、残されたものは大名領地と同じく、領内の租税徴収権のみとなったが、これも年々府藩の定めた標準に依拠することとなり、しかも正租以外の雑税においては寺領の特権は消失した。

版籍奉還後は、朱印寺領の返上も問題化した。奉還された藩領を整理する際、奉還が終了していない寺社領の存在は事業の進捗を妨げたため、寺社領を上知すべきとする意見が政府内で有力となってきた。明治3（1870）年5月、民部省<sup>58</sup>は、藩地にある社寺領の還納を稟議し、太政官<sup>59</sup>はこれを裁可した。民部省は社寺の領有地の5年間の収入平均額を提出させ、後に適宜処分する案を立てたが、事務手続に問題がおり、しばらく実施が延期されたが、同年8月、民部省は再び還納案の実行を太政官に要求し、禄額の制定についても、朱印地・免租地・寄附地の縁故及び収入額の審査に関して、政府が布令する日を待ってから民部省が布達すると進言した。太政官も同意し、翌年の春に納地を布令することに定め、明治4（1871）年正月、社寺領上知令<sup>60</sup>が公布された。原則としては朱印地・除地等が統一的に処分されたが、江戸幕府と密接な関

係を保ちその庇護の下にあった寺院は、明治政府より冷遇される憂き目に逢い、中にはそのため廃滅に近いまでの打撃を蒙った寺院<sup>61</sup>もあった<sup>62</sup>。ちなみに上知された土地の用途は、①社寺、神官僧侶や士族などの帰農を奨励するため、これらの者に譲渡され一般民有地となったもの、②再び境内地などに編入、もしくは昭和期に行われた境内地処分<sup>63</sup>により、当該社寺に譲渡され社寺の所有地となったもの、③そのまま国有地として、国の企業用財産となったもの、のおおむね三つであるという<sup>64</sup>。

この社寺領上知令を、明治政府の税制という観点から眺めるとこのようになるであろう。資本主義社会に先行する前近代の領主制の下では、領主は土地（領地）と人民（領民）を支配し、その経済的基礎は領民からの貢租収入にあったが、近代的な性格を有する地租改正を通じて貢租から租税への転換が行われることで租税国家が成立した。租税国家は、国民に対して統一的で公平な課税原則に基づいた租税制度を採用するため、明治6（1873）年以降に実施された地租改正は、従来の貢租負担者を土地所有者とし、その所有者に地租負担義務を課した<sup>65</sup>。地租改正により地券が土地所有権の証となり、その所有権は国家的に公認された。新たな国家体制の建設による財源が極端に不足していた新政府にとってこの地租改正は、併行されて実施された上知令とともに、近代税制の確立をめざした重要な施策であった<sup>66</sup>。すなわち、社寺領上知令による社寺地処分の展開は、寺社の土地領有権のすべてを解消するという意義に止まるものではなかったということである。このことは、土地処分の管轄官庁の権限の相違にも表れていた。社寺にかかわる土地処分の権限は大蔵省と内務省にあり<sup>67</sup>、国家祭祀と宗教・社寺行政を管掌する教部省には社寺地処分への関与の権限はなく、ただ結果の報告を受ける立場に止まっていた。このことが表すのは、社寺地処分という国家施策の本質は、近代日本国家の経済の基礎となる近代土地制度、地租を中核とする近代租税制度の体系的整備の一環であったことを示している<sup>68</sup>。

この施策のもとで社寺領の上地がなされ、寺社、特に寺院がこれまで有していた種々の特権は、国家の税制確立のために剥奪されたが、明治政府は特権剥奪のみならず、さらに寺社すなわち宗教を「利用」する方針へと舵を切った。

小川原正道<sup>69</sup>は、その政府による宗教の「利用」についてこう述べている。近代日本における政府の宗教政策に一貫してみられる特徴は、宗教を政治的・社会的に「利用」しようとする姿勢、また「利用」できなければ、危険とみなし、その宗教を排除しようとする姿勢である。それが典型的にあらわれているのが、宗教団体の法人化をめぐる政府の態度である。その中でも昭和14（1939）年の宗教団体法案審議の際の荒木貞夫文相の発言にはこうした政府の姿勢が典型的に物語られている。政府にとって都合の良い方向に利用するため「保護」し、都合が悪い方向に陥らないよう「監督」し、そもそも都合の悪い団体は「排除」しようとする、というのが近代日本政府に一貫して見られる方針であった。小川原の指摘する荒木文相の発言は以下の通りである。

国民精神ノ作興ハ宗教ノ健全ナル発達ニ俟ツ所頗ル大ニシテ現下事局重大ノ際其ノ必要更ニ切実ナルモノアルニ鑑ミ宗教団体ニ関スル現行法規ヲ整備統一シ宗教団体ノ地位及之ニ対スル保護監督ノ関係ヲ明確ナラシメ其ノ健全ナル発達並ニ教化機能ノ増進ヲ図ル等ノ為宗教団体系ヲ制定スルノ必要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ（傍線 引用者による）

ここでは、宗教による「教化機能ノ増進ヲ図ル」ためには「保護」が必要であるとす、小川原のいう利用と保護の論理が明確に見られ、その保護には免税措置が含まれている<sup>70</sup>。

阪本是丸も、「準戦時体制への国民動員を至上課題とする国家にとって、神社界よりもはるかに巨大組織を動員力を有する宗教界を掌握するかしないかは、国家の存亡にかかわることであった」<sup>71</sup>と述べているように、国家による宗教利用、それゆえの保護、という図式は明確である。

昭和2（1927）年以降数回提出された宗教法案の提出理由には、すべて「利用」と「排除」の方針があると小川原は述べているが、その指摘は妥当である<sup>72</sup>。

数度の宗教法案の提出を経て、ようやく昭和15（1940）年4月、宗教団体系が施行された。井上恵行は、宗教団体系の意図した点は三点あり、①断片的規定が多数存在していた宗教法規を整備統一したこと、②その宗教法規によって宗教団体の地位が明確になったこと、③宗教団体に対する保護・監督の強化、であるという。この③に対して井上は、「国家とともに生き国家とともに歩む宗教団体に対して、保護助長の道を強化すると同時に、一方、公安を妨げ公益を害するような行為は、より嚴重に取り締まることが肝要であった」と述べており、上述の利用と保護の図式が裏付けられよう。

またこの宗教団体系では、税の不課減免については、従来寺院などに限られていた所得税の課税除外（後には法人税も）を宗教団体全般に及ぼさせ、寺院の境内地と教会の境内地には原則として地租を免除するなど、その条文中で規定した<sup>73</sup>。

戦時体制下での政府による宗教「利用」について、小川原はこう続けている。昭和12（1937）年に日中戦争が勃発すると、宗教団体による戦争協力がさまざまな形で実施されたが、宗教団体系施行後は、同法によって結成され管理を受けた各種宗教団体はさらに協力の姿勢を強め、報国会の結成、戦時生活指導、戦勝祈願、慰霊、留守家族援護、慰問団や大陸布教使、勤労奉仕隊の派遣、僧侶の勤労働員など、広範囲にわたっていった。宗教団体系制定を踏まえ、昭和19（1944）年には政府が「宗教教化活動強化方策要綱」を策定し、寺院・教会による檀徒・信者に対する「国民思想」指導や、宗教家の勤労働員・模範的实践などを規定した。戦前の宗教行政の特色は、宗教団体の監督統制と保護育成、そして教化への動員に見出せるが、戦時下の動員は、こうした傾向が最も顕著に現れた例だといえよう。もとより、そこに宗教側の自主的参

加・協力の姿勢があったこともいうまでもないが、政府の側からみれば、戦時下において、いよいよ「排除」の論理よりも「利用」の論理が前面に出てきた格好であった。

一方、宗教界も、戦時中においては政府の動員要請に積極的に答えようとし、政府からの宗教に対する高い評価と関わりを要求していた<sup>74</sup>。

その後敗戦を迎え、これまでの統制色の強い宗教政策は転換を迫られることとなった。しかし、宗教界の強い要望を受けた文部省宗務課（当時）の働きもあり、収益事業には課税されることになったものの、所得税など従前の税に関しては宗教団体（法人）への非課税措置は継続することとなり、現在に至っている。

### 3. まとめにかえて

古代においては、寺社は国家機関的性格を有しており、税制が整備されるとともに、寺田・神田など寺社が領有する土地に対する租税の優遇が見られる。その後の墾田永年私財法の制定などによる開墾の進展や荘園制の発達に伴い、自らが権門と化し巨大な荘園を有する寺社も出現した。平安時代以降の中世では統一的税制は存在せず、寺社は荘園領主として不輸・不入の権を享受し、税に関しては前代同様優遇されていた。近世になると、あらためて公的に寺社領が与えられるなどの保護が取られ、これら朱印地・黒印地となった寺社領は免租地とされた。

また、寺社が領有していた荘園では、荘園領主たる寺社は貢租される側であったことや、近世において、当初は幕府が禁止するキリスト教などへの信仰を統制するための寺請制度であったが、その後幕府の行政制度に組み入れられ、寺院が作成する宗門人別帳が人民の課税台帳の役割を果たしていたことを考えれば、徴税機関の役割も果たしていたといえよう。

近世までの税制をめぐる寺社のありようは、主に土地に関する税制優遇措置を享受していたのみならず、徴税機関化していた側面も有していたがゆえに、免税措置を国家による保護ととらえるならば、古代や近世において国家機関・行政機関化していた寺社への保護は当然であろう。

しかし近代となり、それまで幕府の統制および庇護の下にあった寺社であったが、上地令とそれに続く地租改正によって、それまで有していた社寺領と境内地は大きく縮小された。神道国教化政策に伴い、神社の多くは官社となり国家機関に組み入れられたが、仏教はそれまでの特権的地位が大きく変動することとなった。上知令は地租改正の一環でもあり、近代的税制を確立して財政の安定化を図ろうとする国家が、近代国家成立のための財政確保を第一義としたため、行政的権限のみならず寺社領の剥奪など、特に寺院は大きな影響を被ることとなった。

しかしその後、政府は宗教の利用を図り、明治30年代に初めて提出された宗教法案

には、国家に資するための保護（免税）という理念が明確に表れており、その後幾度か提出された宗教法案にもその理念は常に表出していた。戦時体制が整うにつれその傾向はより強くなり、昭和15（1940）年に宗教団体を施行させた政府は、宗教の有する教育性に着目しており、専ら国家統制・国民教化の道具として用いた。これこそが国家による宗教の有用性であり、その対価である保護としての免税という構図が描けよう。

近世までは租税の優遇を享受するのみならず、徴税機関化していた寺社が、明治期における近代税制確立のためにこれまで与えられていた寺社領における特権が剥脱されたことをふまえると、宗教と税制の関係性の変遷は、地租改正など税制の変遷に翻弄された歴史であるとみることできるが、その後、政府が宗教の利用を目的ため免税という保護を与えたことを鑑みると、宗教と税制の関係性の歴史的推移には、その時々々の国家の便宜的必要性が色濃く反映しているといえよう。

1 諸富徹『私たちはなぜ税金を納めるのか』、新潮社、2013年、p.13。

租税と歴史上の出来事の関係には、フランス革命は、財政危機に陥ったルイ王朝が三部会を招集し、課税に対する同意をえようとしたところ、第三身分の反乱が起きたことが契機、などの例が挙げられている。

2 一方の給付に対する他方の給付。例えば売り主にとっては代金が、買い主にとっては売買の目的物が反対給付。

3 金子宏『租税法 第11版』、弘文堂、2006年、pp.1-2。

4 田名網宏『古代の税制』、至文堂、1965年、pp.1-4。

5 田名網によれば、「タチカラ」という古くからの言葉に租という漢字があてられた。「タチカラ」の語源には二説あり、一つは「田力」で、田地からの収穫物である稲の一部を、農民から支配者に貢納した田租であり、もう一つの説は、「田の霊莖（ちから）」の意で、莖は生命を養う不思議な力を持つ稲のことを指すといい、田名網は、前者の説を妥当としている。律令時代には、租は形式的には税制の中には組み込まれておらず、調・庸と労役を合わせて課役といい、これが税制の中心と考えられていた。一方、税は古代では「チカラ」あるいは「オオチカラ」と訓読されていた。しかし後者の用例が多いことは、租と税が共通点を持ちながらも一方では異なる性質があるからであり、律令国家が完成の域に達した八世紀になると、「オオチカラ」を大税・正税と表現する場合が一般化するが、これらは田租として貢納された稲を、正倉に収納されたことで財源化された状態の稲または穀をいう、としている。（田名網前掲書、pp.1-3。）

6 「租賦を収む、邸閣あり、國國市あり。」田名網によれば、租賦を収む、とは下戸と呼ばれる一般階層の人々が、女王に対して、稲や採集物などをミツギとして差し

- 出し、また労役に駆り出されたりするなど、専制国家に見られる画一的な租税制度ではなかったであろう、としている。また、邸閣とは、あくまで田名網の推測であるとしながらも、稲などを収納した倉やその出納の事務所ではないか、としている。(田名網前掲書、pp. 8-10。)
- 7 小松芳明『各国の租税制度 5訂版』、財経詳報社、1980年、p. 3。
  - 8 日本国憲法30条は、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」と規定しているが、ここでの「国民」とは人々の意味であり、個人、法人、団体等も含まれる。人々は無条件的、無原則的に納税の義務を負うのではなく、「法律」の定めるところに従ってのみ、納税の義務を負うことを憲法が規定しており、しかもこの「法律」はもちろん憲法適合的な「法律」を意味する。この「法律」とは、租税の使い方に関する、また租税の取り方に関する憲法適合的な「法律」のことである。(北野弘久・谷山治雄編著『日本税制の総点検』、勁草書房、2008年、p.48。)
  - 9 森信茂樹『日本の税制 何が問題か』、岩波書店、2010年、p.51。
  - 10 北野・谷山編前掲書、pp.47-48。
  - 11 国家によって財産や身体を保護されている利益のこと。  
(国税庁「税法入門」、『税務大学校講本』、税務大学校、pp. 1-2。国税庁 HP <https://www.nta.go.jp/ntc/kouhon/>)
  - 12 藤巻一男「租税負担と受益に関する国民意識について」、『税大ジャーナル 14』、国税庁、2010年、p.50。
  - 13 林正寿も、「負担なしにタダで欲する財・サービスを享受できればそれにこしたことはないが、資源が欲望に比べて希少な現実の世界においては、これはたんなる願望的思考法の世界でのみ可能なことにしかすぎない」と述べている。(「戦後の租税政策とその役割」、『ジュリスト 33 日本の税金』、有斐閣、1984年、p.51。)
  - 14 神野直彦「税はどうあるべきか」、『別冊環 税とは何か』、藤原書店、2003年、p.10。
  - 15 清水雅人は、「宗教法人バッシング」として1988年に行われた国税庁による公益法人税務調査結果をもとに、日刊新聞各紙が宗教法人の脱税・申告漏れを大きく取り上げていることを述べている。(清水雅人「宗教法人・『非課税』問題の軌跡と展望」、清水雅人編著『宗教法人と税』、ジャプラン出版、1989年、pp.115-116。)
  - 16 大石眞「宗教法人を取り巻くもの」、『文化庁月報 2005.6』、2005年、p.17。
  - 17 宗教制度の変遷を追ったものとしては、本論でも参照した、梅田義彦『日本宗教制度史』、豊田武『日本宗教制度史の研究』、文化庁文化庁宗務課編『明治以降宗教制度百年史』などがあり、それぞれ税制と宗教制度の関わりについても触れているものの、税制との関連を軸に据えた研究は、管見の限りみあたらないようである。
  - 18 丸山高満『日本地方税制史』、ぎょうせい、1985年、p.21。

- 19 「崇神天皇十二年 秋九月の甲辰きのえたつ つちのどのうしの朔己丑かぞ、始めて人民を校へて、さらに調役を科す、此を男の弭ゆはず みつぎの調、女の手末たなすえの調という」  
丸山によると、調は租税の制度化のはしりであり、この調の徴収にあたり人口調査を行ったことは、課税客体、課税標準の把握が、租税賦課の基本的要素であることが示されている、としている。しかし調の内容ははっきりせず、田租も徴収されたかも不明とのことである。(丸山前掲書、p.22)。
- 20 納めた財物を収蔵する倉庫は、最初は一種類だけであったが、次第に収入財物の量が増大し、祭祀用の物資の収蔵としての齋蔵いみくらと、それ以外の物資を収蔵する内蔵うちくらに分けられたが、雄略天皇の時代に、政治用の物資を収蔵する大蔵おおくらが増設され、この三蔵を管理したのが蘇我氏であった(丸山前掲書、pp.23-24)。
- 21 丸山前掲書、pp.23-28。
- 22 田名網前掲書、pp.34-63。
- 23 梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史』上代篇、東宣出版、1971・72年(日本図書センター、2009年)、pp.17-18。
- 24 豊田武『改訂 日本宗教制度史の研究』、第一書房、1973年、pp. 4-6。  
豊田は仏教が国家に受容された理由を、古来の神々が有していた氏族神あるいは地域神という形態と本質は、大化の改新が企図した氏族制地域制の打破とは幾分その方向を異にしている点があった為、「地域的個別的性質を有する宗教」の代りに「改新当局の抱く氏族統一の理念を支持すべき普遍的宗教が要求されるのは自然の勢」であり、この要求に応えたのが仏教であった故に「統一国家の首脳部」によって採用された、としている。
- 25 寺院に対して与えられた封戸。封戸とは、古代の貴族に対する封禄制度の1つ。特定数の公民の戸を支給するもの。
- 26 梅田前掲書、pp.39-40。
- 27 仏教寺院・神社祭祀などの運営経費にあてる領田。
- 28 早川庄八も、寺田・神田が国家に対して不輸租であったのは、寺院や神社が公=国家機関であったこと以外に、その理由を求めることは困難である、と述べている。(早川庄八『日本古代の財政制度』、名著刊行会、2000年、pp.168-169)。
- 29 この理由を田名網は、農民からの稲の出取は出挙を中心として行われており、財政面でも田租としての稲租よりは出挙の利稲に依存していたので、田租は大部分蓄積用にまわされ、財政上重要な地位を占めていなかったためであろう、と推測している。(田名網前掲書、p.74。)
- 30 田名網前掲書、pp.77-78。
- 31 利光三津夫『日本古代政治史』、慶応通信、pp.100-104。
- 32 藤原究「宗教団体法制の発展と展開」、『早稲田大学大学院法研論集第134号』、早

- 稲田大学大学院法学研究科、2010年、p.297。
- 33 佐藤進『文学にあらわれた日本人の納税意識』、東京大学出版会、1987年、pp.17-19。
- 34 「中世的な政治形態の特徴は、家を原理的な構成要素とする点にある。中世国家の頂点に立つ機関である院・摂関は、おのおの天皇家と摂関家の家長であり、それ以下のクラスの貴族たちもそれぞれ家を形成していた。朝廷はそれらの家の集合体にすぎず、国政のさまざまな機能も、ほとんどが家によって分掌されていた。…。家の論理はやがて貴族社会の外部にも浸出し、社会の最上層を構成する諸勢力が、武士社会であれば「武家」、寺院・神社であれば「寺家」「社家」など、家のアナロジーで呼称された。こうした権勢のある広義の家を「権門」と呼ぶので、中世の国家体制を「権門体制」と名づけることができる。各権門は分立してしばしば対立・紛争を繰り返す一方で、相互に依存しながら国家体制を構成していた。」(宮地正人編『日本史』、山川出版社、2008年、pp.127-128。)
- 35 「鎌倉幕府は二つの基本的な権力編成原理に支えられて存立した。御家人制と守護・地頭制である。鎌倉殿と主従の関係を結んだ武士を御家人という。鎌倉幕府の特徴は、国家権力の一翼を担う公的支配機構でありながら、主従という私的かつ個人的な関係を、政権をかたちづくる基本原理とした点にある。…。御家人制の本質が鎌倉殿と御家人の個人的関係にあったために、幕府は武士階級の全体を権力基盤とする論理をもたなかった。」(宮地編前掲書、pp.146-147。)
- 36 佐藤前掲書、pp.37-39。
- 37 梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史』中世篇、東宣出版、1972年(日本図書センター、2009年)、pp.164-165。
- 38 土地の所有権・知行権などを将軍や領主が承認すること。
- 39 梅田前掲書(中世篇)、p.163。
- 40 木間敬「神社と税制」、『神道宗教 118』、神道宗教学会、1985年、pp.36-37。  
〔北朝応安元年六月十七日足利義満令〕寺社本所一円知行地ノ事今ニ至テ半済ノ法ト称ス改動ス可ラス若シ違犯セハ其咎アルヘシ  
木間によると、これは南北朝の争乱に際して、幕府が戦費の調達的手段として採った政策であるという。当初は三分の一済とか四分の一済であったものが次第に半済となり、またその対象も一般の荘園から寺社領・皇室領へと及び、遂には下地知行(土地領有権)も侵掠されて荘園制度が崩壊するに至り、このため応仁(1467年)から延徳(1491年)にかけて、宮中と神官の祭祀で廃絶するものが数多くあったとのことである。
- 41 領地所有制度のこと。
- 42 梅田義彦『改訂増補 日本宗教制度史』近世篇、東宣出版、1972年(日本図書セ

ンター、2009年)、p.5。

- 43 寺院の出世・入院・香衣・紫衣等の勅許奏請には必ず幕府が関与することなど。
- 44 具体的には、新寺の建立を制限すると共に、法類及び本末関係を厳重にし、全国に散在する無数の寺院群を緊密な秩序の下に統制し、同時に僧団内部に上から下への厳重な身分制度を施き、専ら学問の方面に精進させるようにした。(豊田前掲書、p.15。)
- 45 事件が他宗派に及ぶか、事件が紛糾し重大化した場合、あるいは僧侶の刑罰上の事件に関してのみ、幕府はその監督権を発動した。(豊田前掲書、p.15。)
- 46 外来のキリタン、日蓮宗の一派不受不施悲田派の禁圧はその例。(豊田前掲書、p.15)
- 47 寺請制度を支えたものは、この檀家制度であった。「江戸時代の人民は切支丹抑圧のために設けられた寺請制度により必ず一定の檀那寺をもたねばならなかった。寺請手形を得るためには、平素より檀那寺に盆暮の付け届けをする必要があり、死亡の時にはその検屍を受け、葬式を頼み、墓地の管理を委任せねばならなかつた。かくて離檀も容易に行はれず、一家の中で宗派を異にし、寺院を異にすることも次第に許されなくなつた」(豊田前掲書、pp.28-29。)
- 48 豊田前掲書、pp.14-16。
- 49 豊田前掲書、p.122。
- 50 保護の悪弊として、豊田は、「その保護のあまり、彼等は徒食と安逸になれ、退嬰に身もちくづして行つた。しかも寺院がかゝる特権を利用して檀家を強要した実例に至つてはまた多い」と続けている。(豊田前掲書、p.123。)
- 51 豊田前掲書、pp.141-143。
- 52 「第一 寺院が単に収益及使用の権利を有する土地で、その所有権は他人に属してある。これに借地・預り地があるが、この所有者が幕府の場合には拝借地・御預地と云ひ、一部を除き、原則として年貢を負担しない。
- 第二 地主的な所有地——これも、租税の負担のあるものと、ないものがある。前者は即ち求地、貫地、寄進地等寺院が他より寄附を受け、又は買得、交換、開墾等によつて取得し、直作又は小作に附してある年貢地、後者は、見捨地、拝領地、除地、其他の無年貢地である。見捨地とは、生産的価値なしとして検地の際高外となつて検地を受けなかつた土地(墓地、死馬捨場)であり、拝領地とは、より特別の由緒功績を以て寺の所有地として下げられた所謂御繩不入地であり、租税免除の特権を伴い、御朱印地について尊重された。従つて寺院中には往々將軍の上意を受け、又は幕府に請願して拝領地にあらざる寺院所有の境内を拝領地の名義に変更したものがあつたが、これは純拝領地に対して形式的拝領地と呼ばれる。除地とは、検地の際に附帯特権に基いて繩除きとなつた土地であつて、その地は村高の中から除

- 外され、年貢諸役が免除される。」(豊田前掲書、pp.144-145。)
- 53 この免租地について、豊田はこう述べている。求地、貰地等の年貢地とは異なり、封建領主から賦与された権利であったため、明治政府による上知令では当然否定される運命にあったが、純然たる私有関係による年貢地はその際あらためて法的に確認され、近代的な私有地として永代売買の禁を解かれ譲渡の自由を得て、地券が下附され商品化される性質を有していた。江戸時代の土地私有権は、単なる耕作権あるいは地子取得権であり、近代的土地私有権ではなかった。しかしこの除地や朱印地・黒印地の中にも、元来百姓所有の地を譲り受けて所有し、これを直作又は小作に附している土地と、百姓から譲渡売買の形式を経ず、一切を寄進された土地とがあり、どちらも地主として使用収益している土地であったが、上知令の際前者はそのまま寺の所有が許されたが、後者は当時諸侯と同様の法的地位にあった寺院の純然たる私有地であったためその所有権は認められず、一般に払下げられた。版籍奉還にあたって大名の城地が取上げられて陸軍用地となり、江戸の屋敷地が必要部分を除いて上知を命ぜられたことを考慮すれば、寺院の純然たる私有地が没収され、必要以上の境内地に上知が命ぜられたのもまたやむなきことであった。(豊田前掲書、pp.145-146。)
- 54 朱印地寺領と黒印地の石高は、天領や藩領の総石高に比べその百分の一に過ぎないという。(豊田前掲書、p.147。)
- 55 江戸時代に、領主により年貢免除の特権を与えられた土地のこと。
- 56 梅田前掲書(近世編)、p.135。
- 57 文化庁文化部宗務課編『明治以降宗教制度百年史』、1983年、pp.9-10。
- 58 明治2(1869)年に設置された中央官庁の一つ。土木・郵便・鉱山・通商など民政関係の事務を取り扱った。明治4年に廃止され大蔵省に吸収された。
- 59 明治維新政府の最高官庁。慶応4(1868)年閏4月の政体書により議政官以下七官を置き太政官と総称、翌年の官制改革で民部以下六省を管轄。明治18(1885)年内閣制度の発足に伴い廃止された。
- 60 諸国社寺由緒ノ有無ニ不拘、朱印地・除地等従前之通被下置候所、各藩版籍奉還之末、社寺ノミ土地、人民私有ノ姿ニ相成、不相当ノ事ニ付、今度社寺領現在ノ境内ヲ除ク外、一般上知被仰付、追テ相当禄制被相定、更ニ粟米ヲ以テ可下賜事(梅田前掲書(近代編)、p.32。)
- 61 上野寛永寺などは、戊辰戦争を理由に寺領を没収されたという。(文化庁前掲書、p.35。)
- 62 文化庁前掲書、pp.31-35。
- 63 宗教団体法と同時に成立した昭和14(1939)年の「寺院等ニ無償ニテ貸付テアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」及び昭和22(1947)年の「社寺等に無償で貸し付け

てある国有財産の処分に関する法律」により処分された。前者は、一定期間内に申請した場合は「寺院境内地処分審査会」の諮問により必要な部分は譲与され、譲与が認められない部分も時価の半額で売払うことが可能となり、成立の翌年から10年をかけて完了させる計画であったが、太平洋戦争の戦況悪化により処分作業が中断され、その後敗戦を迎え占領時代に後者が成立した。後者は、社寺等が以下①から③の条件を満たした場合は無償譲与できる規定を設け、なお1年以内に申請をしたものとした。①明治元年の社寺土地令あるいは地租改正条例に基づき国有となったもの、②現に国有財産法により無償貸付を受けているもの、③宗教活動に必要なもの。またこのような事実が証明できない場合については、時価の半額で売り払うことができることとなった。

(大石眞「国有境内地処分問題の憲法史的展望」、『宗教法第31号』、宗教学学会、2012年、pp.167-168、財務省HP [https://www.mof.go.jp/about\\_mof/zaimu/50years/0101020103.htm](https://www.mof.go.jp/about_mof/zaimu/50years/0101020103.htm))

64 梅田前掲書（近代篇）、東宣出版、1972年、p.272。

65 佐々木寛司「租税国家と地租」、近代租税史研究会編『近代日本の形成と租税』、有志舎、2008年、pp.5-13。

佐々木は、地租改正の意義を、単に税制の転換にとどまらず、国民国家体制成立の要因であったとして、こう述べている。処分権、利用権、利益権という三つの根源的要素からなる土地所有権が社会的に成熟していたことによって、領主制を解体して資本主義社会へと移行する際の基本的条件である貢租から租税への転換が可能となったが、それはすなわち石高制に基礎づけられた領主制から国民国家体制への移行でもあり、その結果領主と領民の身分的支配関係から、権利と義務関係を根幹とする国家と国民の近代的関係へと編成変えされることとなった。その原点は国民の基本的権利である所有権保障の対象を土地に設定するとともに、地租を土地所有者の納税義務として規定した地租改正であった。

66 戸上宗賢「社寺領国有地処分の意義と影響」、井門富二夫編『占領と日本宗教』、未来社、1993年、p.247。

67 大蔵省（地租改正事務局）は、地租改正途中の府県担当、内務省は地租改正後の担当。

68 滝島功『都市と地租改正』、吉川弘文館、2003年、p.16。

69 小川原正道『「政治」による『宗教』利用・排除』、日本政治学会編『年報政治学 2013- I 宗教と政治』、木鐸社、2013年、pp.145-162。

70 宗教団体法第一条 本法ニ於テ宗教団体トハ神道教派、仏教宗派及基督教其ノ他ノ宗教ノ教団（以下単ニ教派、宗派、教団ト称ス）竝ニ寺院及教会ヲ謂フ  
第二十二條 宗教団体ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ所得税ヲ課セズ

寺院ノ境内地及教会ノ構内地ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ地租ヲ免除ス但シ有料借地ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

北海道、府県、市町村其ノ他ノ公共団体ハ宗教団体ノ所得ニ対シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

71 阪本是丸「国家神道体制の成立と展開」、井門富二夫編『占領と日本宗教』、未来社、1993年、p.190。

72 昭和2（1927）年1月、第52回帝国議会（貴族院）に提出された岡田良平文部大臣による宗教法案の提出理由にも、

抑々宗教ハ人心ノ至奥ノ信仰ニ関スルモノデアリマシテ、従テ社会風教ノ上ニ甚大ノ影響ヲ及ボスモノタルコトハ今更申ス迄モナイ所デアリマス、此故ニ健全ナル宗教ガ益々興隆発達致シマシテ、人心ニ安心立命ヲ得セシメ、大ニ世道人心ニ裨補セムコトハ、誠ニ希望スベキ所デアリマス。（中略）国家ト宗教又ハ宗教団体トノ関係、並ニ宗教団体ノ権利義務等ニ関スル明確ナル規定ヲ設ケマスルコトハ、単ニ行政事務上ノ便益ノミナラズ、宗教ヲシテ其本来ノ使命ヲ發揮セシムル上ニ於キマシテモ、極メテ肝要ノコトト考ヘルノデアリマス。各宗教教化ノ発揚ト云フモノハ、国家社会ノ為メ必要デゴザイマスルガ故ニ、宗教団体等ニ対シマシテ相等ノ保護ヲ与ヘマシテ、其教化活動ニ便ゼシムルコトハ、監督ノ方法ト相俟ツテ極メテ緊要ノコトト存ズルノデアリマス、…（傍線 引用者による）

とあり、その後に提出された宗教法案の提出理由にも同様の旨が述べられている。（国立国会図書館 帝国議会会議録検索 HP <http://teikokugikai-i.ndl.go.jp/SENTAKU/kizokuin/014/0060/main.html>）

73 井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』、第一書房、1969年、pp.237-241。

74 古賀和則「宗教制度の改編過程」、井門富二夫編『占領と日本宗教』、未来社、1993年、p.212。